

引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の申請概要

申請書類の頒布期間（例年）

- (1)〔新規〕5月下旬までに、申請書類を全日本トラック協会のホームページに掲載いたしますので、そこからダウンロードしてください。

申請書類のダウンロード先

<https://www.jta.or.jp/>「引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）」内

- (2)〔更新〕5月中旬に、各認定事業者に申請書類をお送りします。

申請受付期間

7月 第2月曜日 ～ 8月 第1月曜日 当日消印有効

申請方法

申請受付期間に全日本トラック協会へ申請書類等を郵送してください。

※ 全日本トラック協会で「対面受付」並びに、各都道府県トラック協会での受付は、行いません。

※ 信書が送れないものや、対面で受取ができない送付方法でご提出された場合は、受付できません。

審査

申請者からの申請書類を受付後、申請書類に不足がないか確認し、所定の申請料・審査手数料を請求します。申請料・審査手数料の入金を確認後、申請受理書を発行し引越事業者優良認定の審査を行います。

申請書類の内容が、申請資格要件や審査基準を満たしているか確認し、引越事業者優良認定制度審査委員会への諮問、答申を経て認定事業者を決定します。

申請料・審査手数料

- (1) 申請料

申請料は申請書類を受付後、全日本トラック協会から申請事業所・営業店数に応じた金額を請求します。請求書に記載された期日までに入金を確認できた申請者には、申請受理書を発行します。

【申請料】（税込）

申請事業所・営業店数	申請料（申請者あたり）
1～10 事業所・営業店	3,000 円
11～50 事業所・営業店	10,000 円
51 事業所・営業店以上	30,000 円

- (2) 審査手数料（安全性優良事業所未取得事業所）

安全性優良事業所に準ずる取扱いを行う審査（特例）は、申請料の他に未取得事業所数に応じ、1事業所当たり500円の審査手数料（税込）を請求します。

※ 詳細については、申請年度の「申請のご案内」をご覧ください

引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の認定

提出された申請書類について「申請資格要件」「審査基準」を確認し引越事業者優良認定制度審査委員会の諮問、答申を経て引越安心マーク事業者として認定します。

審査結果の通知・公表

全日本トラック協会は、12月中旬頃に審査結果を全ての申請者に郵送等で通知します。

また、「引越安心マーク事業者」の情報を全日本トラック協会のホームページで公表します。

認定の有効期間

引越安心マークの認定の有効期間は、3年間です。

（正式な認定期間の月日については認定証に記載されています。）

その後は、3年ごとに更新審査を行います。（更新を行わない場合は失効となります。）

主なスケジュール

申請準備	5月下旬引越安心マークホームページ掲載 〈申請書類〉 新規申請：申請用紙は、全日本トラック協会のホームページよりダウンロードできます。 更新申請：申請用紙は、5月中旬に対象事業者に送付します。
申請受付	7月 第2月曜日 ～ 8月 第1月曜日 当日消印有効 申請書類の送付方法や詳細は当該年度の申請案内をご覧ください。 来訪での受付は行いません。必ず送付（郵送等）してください。
申請料・審査手数料の請求	申請料・審査手数料の請求書を発行します。 期限までに振込をお願いします。 入金確認後、受理書を発行し審査を行います。
審査	12月上旬 審査委員会 開催予定 申請資格要件、審査基準に基づき審査を行います。
認定発表	12月中旬 審査結果の通知を送付（郵送等）します。 認定事業者には、認定証等を発行します。 認定事業者の情報を全日本トラック協会のホームページに掲載します。